



島根県報

平成26年4月30日（水）

第2,592号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業廃止の届出	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業廃止の届出	（　　　　　）	3
平成26年度地方の臨時種畜検査の実施	（食料安全推進課）	3
県営土地改良事業計画の決定	（農村整備課）	3
保安林予定森林（2件）	（森林整備課）	4
国土調査の指定	（用地対策課）	5
県が管理する港湾施設に係る使用料の徴収及び収納事務の委託の解除	（港湾空港課）	5
県が管理する港湾施設に係る使用料の徴収及び収納事務の委託	（　　　　　）	5
土砂災害警戒区域の指定	（砂防課）	5
土砂災害警戒区域の指定の解除	（　　　　　）	6

【公 告】

平成26年島根県保育士試験の実施	（青少年家庭課）	6
家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催	（食料安全推進課）	7

【特定調達公告】

税務総合オンラインシステム等の運用支援業務に係る随意契約の相手方等	（税務課）	8
-----------------------------------	-------	---

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し		9
-------------------------	--	---

告 示

島根県告示第289号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業又は当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

平成26年4月30日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社 坂設備	通所介護	デイハウス ひより	隠岐郡西ノ島町大字美田 2157番地	平成25年10月1日
	介護予防通所介護			
株式会社 山藤薬局	通所介護	デイサービス うぐいす の森	江津市波子町イ562番地	平成25年10月31日
	介護予防通所介護			
社会福祉法人 桜江福祉 会	訪問看護	訪問看護ステーション	江津市桜江町小田138番 地1	平成25年11月30日
	介護予防訪問看護	さくらえ		
社会福祉法人 安来市社 会福祉協議会	訪問介護	いきいきの郷はくた指定	安来市伯太町安田1687番 地	平成25年12月31日
	介護予防訪問介護	訪問介護事業所		
社会福祉法人 よこた福 社会	訪問入浴介護	社会福祉法人 よこた福 社会訪問入浴介護事業所	仁多郡奥出雲町稲原57番 地6	平成25年12月31日
社会福祉法人 恵心会	訪問看護	夕陽ヶ丘訪問看護ステー ション	浜田市国分町955番地1	平成26年3月31日
	介護予防訪問看護			
特定非営利活動法人 穂 なみネット21	通所介護	穂なみデイサービスセン ター	出雲市里方町116番地	平成26年3月31日
	介護予防通所介護			
特定非営利活動法人 穂 なみネット21	通所介護	穂なみ小規模デイサービ スセンター	出雲市里方町116番地	平成26年3月31日
	介護予防通所介護			
株式会社 さくらケアサ ポート	通所介護	さくら介護湯わたずや	江津市有福温泉町697	平成26年3月31日
	介護予防通所介護			
特定非営利活動法人 フ ァミリーサポートホーム 金太郎の家	訪問介護	デイサービス 金太郎の 家	出雲市斐川町学頭1463番 地7	平成26年3月31日
	介護予防訪問介護			
特定非営利活動法人 フ ァミリーサポートホーム 金太郎の家	通所介護	デイサービス 金太郎の 家	出雲市斐川町学頭1463番 地10	平成26年3月31日
	介護予防通所介護			
社会福祉法人 慈光会	訪問介護	湯の郷苑ホームヘルプサ ービス	大田市温泉津町上村461 番地	平成26年3月31日
	介護予防訪問介護			
社会福祉法人 仁摩福祉 会	訪問入浴介護	訪問入浴介護事業所しお さい	大田市仁摩町仁万843	平成26年3月31日
社会福祉法人 隠岐の島 町社会福祉協議会	訪問介護	隠岐の島町訪問介護事業 所	隠岐郡隠岐の島町原田 390番地3	平成26年3月31日
	介護予防訪問介護			
社会福祉法人 隠岐の島 町社会福祉協議会	通所介護	隠岐の島町布施通所介護 事業所	隠岐郡隠岐の島町布施 642番地1	平成26年3月31日
	介護予防通所介護			

社会福祉法人 隠岐の島 町社会福祉協議会	通所介護	中村デイサービスセンタ ー	隠岐郡隠岐の島町中村 1557番地 1	平成26年 3 月 31 日
	介護予防通所介護			
社会福祉法人 隠岐の島 町社会福祉協議会	通所介護	中条デイサービスセンタ ー	隠岐郡隠岐の島町原田 390番地 3	平成26年 3 月 31 日
	介護予防通所介護			

島根県告示第290号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

平成26年 4 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
飯南町	居宅介護支援	飯南町居宅介護支援事業所	飯石郡飯南町頓原2064番地	平成26年 3 月 31 日
特定非営利活動法人 穂なみネット21	居宅介護支援	穂なみ介護支援事業所	出雲市大津朝倉三丁目10-3	平成26年 3 月 31 日
特定非営利活動法人 ファミリーサポートホーム 金太郎の家	居宅介護支援	デイサービス 金太郎の家	出雲市斐川町学頭1463番地10	平成26年 3 月 31 日
社会福祉法人 隠岐の島町社会福祉協議会	居宅介護支援	隠岐の島町居宅介護支援事業所	隠岐郡隠岐の島町原田390番地 3	平成26年 3 月 31 日

島根県告示第291号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、平成26年度地方の臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成26年 4 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 実施する地域

県内一円

2 実施期日及び場所

平成26年 5 月 23 日から平成27年度定期種畜検査の開始の日までに当該区域を管轄する家畜保健衛生所長の指定する日時及び場所

島根県告示第292号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年 4 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
八神・太田地区農用地保全施設整備事業（県営農地環境整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	江津市役所
野峠地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	津和野町役場

島根県告示第293号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年 4 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市多伎町奥田儀935、1415
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第294号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年 4 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
安来市広瀬町宇波1472、1473-1、2561-1、2561-5
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第295号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成26年 4 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成26年 4 月16日	益田市	宇津川・丸茂地区	告示の日から平成28年12月31日まで

島根県告示第296号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、隠岐郡知夫村1745-2下廣幸雄に委託していた島根県管理港湾来居港の港湾施設に係る使用料の徴収及び収納事務については、平成26年 3 月31日限りで当該委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項の規定により告示する。

平成26年 4 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第297号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、島根県管理港湾来居港の港湾施設に係る使用料の徴収及び収納事務を平成26年 4 月 1 日から隠岐郡知夫村1094-3下廣幸将に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年 4 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第298号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年 4 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

江津市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

嘉久志、波子町5、上口A、上口B、下の原B、上口5、和田A、甘南備寺谷、渦巻

(2) 土石流

山田屋谷川、波子町A、上口①ノ谷、小谷川、上口③ノ谷、上口④ノ谷、平野①ノ谷、養路谷川A、養路谷川B、和田①ノ谷、甘南備寺川、渦巻①ノ谷、渦巻谷川、川越坂本A、浜田屋谷川、妙楽寺谷川、長谷袖ノ木谷川、清見川B

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第299号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、平成19年島根県告示第264号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成26年 4 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る市町村の名称

江津市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

土石流

清見川B

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

公**告**

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の8第2項の規定により、平成26年島根県保育士試験を次のとおり実施するので、島根県保育士試験規程（昭和28年島根県告示第629号）第3条の規定により公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第18条の9第1項の島根県指定試験機関である一般社団法人全国保育士養成協議会が行う。

平成26年 4 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日程

(1) 筆記試験

平成26年 8 月 9 日（土）午前 9 時 30 分から午後 4 時まで

平成26年 8 月 10 日（日）午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

(2) 実技試験

平成26年 10 月 19 日（日）

集合時刻等は、「筆記試験結果通知書」と併せて送付する「実技試験受験票」により通知する。

2 試験場所

(1) 筆記試験

松江市 松江市学園南 1 - 2 - 1

くにびきメッセ

江津市 江津市嘉久志町2306-4

江津商工会議所

(2) 実技試験

松江市 松江市朝日町478-18

松江テルサ

3 受験手続

(1) 受験申請書受付期間

平成26年5月14日（水）まで。ただし、平成26年5月14日までの消印があるものに限り受け付ける。

(2) 受験の手引き（申請書）の入手方法

インターネット又は電話による。

(3) 保育士試験全部免除基準による申請受付期間

平成26年10月1日（水）から同月29日（水）まで（当日消印有効）。ただし、幼稚園教諭免許所有者において筆記試験科目が全て免除となる場合に限る。

4 受験の手引き請求先及び受験申請書提出先並びに問合せ先

〒171-8536 東京都豊島区高田3-19-10

一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター

電話 0120-4194-82 URL <http://www.hoyokyo.or.jp/exam/>

5 提出方法

受験申請は、郵送（簡易書留）に限る。

6 手数料

12,905円（受験手数料12,700円 受験の手引き郵送料205円）

7 合格発表等

合格者に対して、平成26年12月7日（日）までに保育士試験合格通知書を送付する。

なお、筆記試験については、平成26年9月28日（日）までに、受験者全員に筆記試験結果通知書を送付する。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

平成26年4月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開催場所

出雲市古志町3775 島根県畜産技術センター

2 開催期間

平成26年7月4日（金）から同月31日（木）まで

3 受講者の定員

6名程度

4 講習に係る家畜の種類

牛

5 講習の科目

(1) 学科

体内受精卵移植概論、受精卵の生理及び形態、体内受精卵の処理、受精卵の移植

(2) 実習

体内受精卵の処理、受精卵の移植

6 受講資格

家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく牛の家畜人工授精に関する講習会の課程を修了してその修業試験に合格し、かつ、現場での実技経験の豊富な者で、家畜体内受精卵移植の業務を的確に実施するのに必要な知識及び技能を修

得することができるもの。

また、免許取得後、家畜体内受精卵移植の業務に従事しようとする者。

7 受講願書の提出期限

平成26年 5 月30日（金）

8 受講の手続

(1) 受講を希望する者は、平成26年 5 月16日（金）までに住所地を管轄する家畜保健衛生所にその旨を連絡すること。

なお、希望者数が受講人員を超えたときなど、調整を行う場合がある。

(2) 調整の結果、受講が内定した者は、受講願書に受講資格を有することを証明する書類（修業試験合格証の写し又は家畜人工授精師免許証の写し）を添えて家畜保健衛生所の長を経由して、知事に提出すること。

9 受講者の決定

知事は、受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

10 受講手数料

31,800円に相当する島根県収入証紙を受講願書の所定の欄に貼り付けること。

11 その他

この講習会の受講についての問合せは、松江市殿町1番地 島根県農林水産部食料安全推進課（0852-22-6951）又は最寄りの家畜保健衛生所にすること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年 4 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

税務総合オンラインシステム等の運用支援業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 山陰支社長 山下 彰

島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

43,649,280円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成26年 4 月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
厚生センター東雲寮	松江市上乃木七丁目 1-28	平成26年 4 月21日
介護老人保健施設 ほのぼの苑	出雲市大社町中荒木1745-2	平成26年 4 月21日
ケアハウス ふるさと苑	出雲市大社町中荒木1745-2	平成26年 4 月21日
養護老人ホーム江川荘	邑智郡川本町大字因原518-1	平成26年 4 月21日